

重要事項確認票（同意書）

以下の項目の内容を確認し、右欄にチェック（☑）を付けてください。全ての項目を確認後、「署名欄」にご署名の上、提出してください。

| | 確認項目 | チェック欄 |
|----|--|-------|
| 1 | 「入所のでびき」をよくお読みのうえ、入所申込みに必要な書類を全て揃えてからお申し込みください。書類が不足している場合は受け付けできません。 | |
| 2 | 入所申込み後に希望施設を変更・追加したい場合は、申込み締切日までに桶川市の保育課までお越しください。締切日以降は、次回以降の利用調整から変更となります。 | |
| 3 | 入所申込み後に家庭の状況に変更（就労状況の変更、結婚、離婚、同居者の増減等）があった場合は、選考指数が変わる可能性がありますので、速やかに保育課へご連絡ください。なお、入所内定後に就労時間が短くなるなどの理由により選考時より低い指数となる場合は、内定を取り消しとなります。 | |
| 4 | 保育施設の空き状況、申込状況及び受入体制等により入所出来ない場合があります。 | |
| 5 | 市外の保育施設への入所を希望する場合、希望先の市区町村によって締切日や提出書類が異なりますので、事前に希望先へご確認ください。また、希望先の市区町村へ申込書類を郵送するため、締切日の7日前までに桶川市の保育課へ書類をお持ちください。 | |
| 6 | 入所申込み後に市外へ転出した場合は、申込みは取下げ（無効）となります。転出される場合は、保育課までご連絡ください。なお、引き続き桶川市の施設を希望する場合は、転出先の市区町村の保育担当課を通して改めてお申し込みください。 | |
| 7 | 内定を辞退される場合、その年度内は指数が減点されるため、その後の選考に影響があります。なお、内定通知後に辞退する場合は、速やかに桶川市の保育課へご連絡のうえ、「保育所入所内定辞退・申込取下届」を提出してください。 | |
| 8 | 入所が保留（待機）となった場合の入所申込みの取扱いについては、年度末（3月入所）の利用調整まで有効となります。年度内に申込みの取下げを希望する場合は、速やかに桶川市の保育課へご連絡のうえ、「保育所入所内定辞退・申込取下届」を提出してください。 | |
| 9 | 保育施設の入所が保留（待機）となった場合は、初回のみ「利用調整結果通知書」を送付します。入所が可能になった場合のみ改めて通知します。「利用調整結果通知書」の再発行が必要な場合は、毎月10日までにお電話でご連絡ください。 | |
| 10 | 1歳児クラスまたは2歳児クラスまでの定員しかない保育施設に入所した場合、その後就学前までの保育施設に入所を希望する際は、改めて入所申込みが必要です。その際、利用調整において選考指数が加点されますが、必ずしも希望施設に入所できるとは限りません。 | |
| 11 | 保育を必要とすることの証明書については押印を必要としませんが（診断書は押印が必要）、証明書を無断作成または改変を行った場合は、利用内定または利用決定を取り消します。 | |

（裏面へ続きます）

